

3月19日付け本部長指示

令和3年3月19日

新型コロナウイルス対策本部

本部長 市長 若林 洋平

1都3県に発出されている緊急事態宣言が3月21日をもって解除されることとなった。

首都圏の玄関口であり、観光ハブ都市として多くの交流客をお迎えしている本市としては、市内で感染が連日報告されている中で、緊急事態宣言の解除により、人の移動が活発化することを踏まえ、当面3月22日から3月31日の間を、「感染拡大防止強化期間」と定め、これまで以上に高い危機感を持ち、市民の命を守ることを最優先課題として官民一体となって以下のとおり取り組む。

- (1) 全国的に新型コロナウイルスの感染者数は下げ止まり、又は再び上昇傾向にあることや、市内での感染者の感染源が特定されていないケースが増えていること、またこのまま市内で感染者の発生が続くと、地域医療体制を維持できなくなる恐れがあることから、改めて市民や事業所の皆様に次のとおりお願いすること
 - ・日常生活において、また家庭内においても感染防止対策を徹底していただくこと
 - ・不要不急の外出を控えていただくこと、また外出の際には細心の注意を払って行動していただくこと
 - ・飲食店等においては、改めて店舗の感染防止対策の徹底と従業員へ感染防止マニュアルを徹底していただくこと
- (2) 市民の皆様の命と健康を守ることを最優先に、新型コロナウイルスワクチンの供給に速やかに対応できる接種体制を維持強化すること
- (3) 現在実施中の「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う県地域振興臨時交付金事業」及び「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済応援事業」については要件及び申請期間を変更し、更なる活用を図ること